

業務委託の制限付一般競争入札（電子方式）に関する質疑応答集

質 問		回 答
入 札 参 加 資 格 登 録 等 （ 業 者 登 録 ）		
1	制限付一般競争入札の入札参加資格について、建設工事においては、新規業者が登録後3年間は入札に参加できないとありますが、業務委託においても同様ですか。 また、入札参加申請を経た上で入札書の送付にあたっては、明石市における実績が必要ですか。	業務委託には、登録されている期間が通算して3年以上の入札参加要件は適用しません。 また、基本的には明石市における実績は必要なく、国、地方公共団体又はそれに準ずる機関（公社・公団・事業団等）における実績が基本となります。 ※ 業務実績については、発注案件毎の公告文中の入札参加要件でお知らせしますので、必ずご確認ください。
2	入札参加資格の変更申請を行い、業種の追加を申請しました。その時点で、追加申請した業種の案件が公告されている場合は、すぐに入札への参加を申請することはできますか。	入札参加資格者名簿に登載（反映）以後に入札への参加を申請することが可能になります。 なお、名簿の更新は2か月（偶数月）毎に行っていますので、質問の場合、すぐに入札への参加を申請することはできません。
入 札 参 加 申 請		
3	質問を提出したいのですが、提出ボタンがありません。どうすればよいですか。	質問を提出する場合は、電子入札システムへのログインが必要です。 なお、公告文や仕様書の閲覧のみの場合は、ログイン不要で確認いただけます。
4	電子入札システムから入札への参加を申請しようとしていますが、「提出」ボタンが表示されず申請できません。どうすればよいのでしょうか。	公告文で定める入札参加要件のうち、①所在地区分、②業種、③指名停止期間でないことを全て満たしていないと入札への参加を申請することができません。 なお、入札参加申請がない場合は、入札書を送付することができませんのでご注意ください。
5	入札への参加を申請して資格通知により参加資格有りとなりましたが、入札書を送付しないことはできますか。	参加資格有りの通知を受けたあとに、入札書を送付しないことは可能です。電子入札システムによる辞退届の提出は任意とします。 なお、入札書を送付した後は、辞退、撤回はできませんのでご注意ください（36 参照）。

市 税 の 完 納		
6	公告文の入札参加要件に、「明石市税を開札日の前日までに完納していること」との記載がありますが、明石市税の納税義務がありません。この場合には、入札参加申請を経た上で入札書を送付することはできないのでしょうか。	納税義務がない場合は、完納しているものとみなしますので、入札参加申請を経た上で入札書を送付することができます。 ただし、明石市競争入札等参加資格審査申請書における受任者（支社・支店等）で、本社・本店等に明石市税の納税義務がある場合は、受任者（支社、支店等）のほか、本社・本店等も開札日の前日までに明石市税を完納している必要があります。
7	公告文の入札参加要件に、「明石市税を開札日の前日までに完納していること」との記載がありますが、うっかりして開札日の当日に完納しました。 開札の結果、当社が一番札となりましたが開札結果が出る前に完納しているので、入札参加要件を満たすと考えてよろしいでしょうか。	入札参加要件を「明石市税を開札日前日までに完納していること」としているため、明石市税を開札日当日に完納した場合は、納付時刻が開札前か開札後かにかかわらず無効な入札となります。
上 下 水 道 料 金 の 完 納（上下水道局発注案件のみ）		
8	公告文の入札参加要件に、「明石市上下水道局の水道料金を開札日の前日までに完納していること」との記載がありますが、当社は「明石市上下水道局の水道料金」の納入義務がありません。この場合は、入札参加申請を経た上で入札書を送付することはできないのでしょうか。	納入義務がない場合は、完納しているものとみなしますので、入札参加申請を経た上で入札書を送付することができます。
9	公告文の入札参加要件に、「明石市上下水道局の水道料金を開札日の前日までに完納していること」との記載がありますが、うっかりして開札日の当日に完納しました。 開札の結果、当社が一番札となりましたが開札結果が出る前に完納しているので、入札参加要件を満たすと考えてよろしいでしょうか。	入札参加要件を「明石市上下水道局の水道料金を開札日前日までに完納していること」としているため、水道料金を開札日当日に完納した場合は、納付時刻が開札前か開札後かにかかわらず無効な入札となります。

国 税 の 完 納		
10	公告文の入札参加要件に、国税の完納に関することがあります。当社は間違いなく国税を完納しているのに、参加申請書でこの旨を誓約する必要があるのでしょうか。	「参加申請及び国税の完納等に関する誓約書」は、参加申請時に必要となるものですので、誓約いただけない場合は参加できません。 なお、記載内容に不備がある場合についても、有効な誓約書が提出されたこととならないため、入札は無効となります。
11	公告文の入札参加要件に、「開札日の前日までに国税を完納していること。また、落札者となった場合には、契約締結期限までに、国税の滞納がないことを証する納税証明書を提出できること。」との記載がありますが、契約締結期限までに提出する「国税の滞納がないことを証する国税の納税証明書」とはどのようなものですか。	「国税の滞納がないことを証する納税証明書」とは下記の納税証明書（開札日の前日以降の日付のもの（写し（PDF形式を含む）でも可）に限る）を指します。 ①個人の場合・・・その3の2（申告所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと） ②法人の場合・・・その3の3（法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと）
12	当社が落札者と決定されたため、国税の滞納がないことを証する納税証明書の交付請求を行ったところ、国税の滞納があったことが判明し、契約締結期限までに当該納税証明書を市に提出できませんでした。 この場合は、どのような取り扱いとなるのですか。	落札者となった場合、当該落札者は契約締結期限までに、国税の滞納がないことを証する納税証明書を市に提出していただくことを入札参加要件としており、「参加申請及び国税の完納等に関する誓約書」でもその旨を誓約していただいております。 このため、当該落札者が契約締結期限までに、国税の滞納がないことを証する納税証明書を提出できない場合は、誓約内容に反することになり、入札参加要件を満たしていないにもかかわらず落札決定を受けたことになるため、当該落札者に対して、落札決定の取消及び指名停止措置（6か月）を行うこととなりますので、十分にご注意ください。
13	税務署との協議により、法人税を分納していますが、当社が落札者と決定されたため、税務署に国税の滞納がないことを証する納税証明書の交付請求を行ったところ、当該納税証明書を発行できないとのことでした。 この場合については、国税の滞納がないものとして扱ってもらえますか。	入札参加要件においては、落札者に契約締結期限までに国税の滞納がないことを証する納税証明書を提出することを求めていますので、この場合においては、国税の滞納がないことを証する納税証明書を提出できないことになり、入札参加要件を満たさないこととなります。 なお、国税の滞納がないことを証する納税証明書が交付されるかどうかについて疑義がある場合は、入札書を送付する前に税務署に確認しておいてください。

所 在 地 区 分		
14	入札参加要件における市内業者等の所在地区分の考え方を教えてください。	入札参加要件における所在地区分は、以下のとおりです。 ①市内業者 ＝ 明石市内に本店を置き、かつ、その本店が明石市における入札参加資格者として登録されている者 ②準市内業者 ＝ 明石市内に支店・営業所等を置き、かつ、その支店・営業所等が明石市における入札参加資格者として登録されている者 ③県内本支店業者 ＝ 兵庫県内に本店を置き、かつ、その本店が明石市における入札参加資格者として登録されている者、又は兵庫県内に支店・営業所等を置き、かつその支店・営業所等が明石市における入札参加資格者として登録されている者 ④大阪本支店業者 ＝ 大阪府内に本店を置き、かつ、その本店が明石市における入札参加資格者として登録されている者、又は大阪府内に支店・営業所等を置き、かつその支店・営業所等が明石市における入札参加資格者として登録されている者 ⑤その他業者 ＝ 明石市における入札参加資格者として登録されており、上記①から④のいずれにも該当しない者
設 計 図 書		
15	設計図書を入手する方法を教えてください。	入札情報サービスの「入札公告詳細」画面の「添付文書」欄からダウンロードしてください。
16	設計図書の受け取りが入札参加の条件となっている場合、受け取り前に参加申請はできますか。	参加申請はできますが、設計図書の入手がなされていない場合は無効となります。必ず設計図書の受け取り申込期日までに申込及び受け取りを行ってください。
17	設計図書の申込手続きについて教えてください。	公告文に記載されている設計図書申込期間中に、必ずFAXにより設計図書予約申込票（指定様式）を財務室契約担当に送信して申し込んでください。 受け付けた分については、追って財務室契約担当から配付日時の連絡をしますので、指定された日時に財務室契約担当まで図書の受け取りにお越しくください。

18	CD-R にコピーとありますが記録媒体は USB でもよいですか。	PC ウイルス対策のため、CD-R のみでの対応となります。
19	E メールにより設計図書申込はできますか。	各公告文に記載している条件で申込をしてください。
20	誤って別の業務委託の設計図書予約を申込みました。取り消すことはできるのでしょうか。	申込みを行った日の午後 5 時までに取り消しの連絡をした場合には取り消すことができます。ただし、必ず電話（078-918-5012）により連絡を行ってください。
21	当初、設計図書を入手した業務委託が不調打ち切りとなり、再発注されました。今回参加するためには再度設計図書を入手する必要がありますか。	再発注の案件についても、前回設計図書を入手したか否かにかかわらず、FAX にて設計図書予約の申込みを行ってください。
22	他社から、特定の「業務の設計図書を入手したかどうか」という問合せがあった場合は、どのように対応すればよいのでしょうか。	設計図書の入手について、業者間で問合せ等を行うことやこれに応えることは、犯罪となる可能性もありますので、そのような行為は絶対に行わないでください。
配 置 業 務 責 任 者		
23	配置予定業務責任者について、業務ごとに必ず配置する必要がありますか。	入札参加要件に記載のとおり、業務ごとに必ず配置してください。
24	配置予定業務責任者については、何らかの資格を有する者を配置する必要がありますか。	公告文の参加要件の中で、配置予定業務責任者について何らかの資格を有することを指定している場合は、当該資格を有する技術者等を配置してください。（特に公告文に資格について指定のない場合は、業務を統括できる方であればどなたでも結構です。）
25	配置予定業務責任者が複数の資格を保有している場合には、配置予定業務責任者調書に記載する保有する国家資格等はどのように記載すればいいですか。	公告文の入札参加要件で指定している資格を記入してください。
26	配置予定業務責任者調書に記載した配置予定業務責任者は、契約締結までに変更できますか。	入札時届出の配置予定業務責任者について、落札者が落札決定日から契約締結期限の前日までに発注者に申し出て、配置予定業務責任者変更申請書を提出した上で、発注者が認めた場合に限り、変更できます。

27	配置予定業務責任者調書に記載する者が雇用予定なのですが、その者で入札書を送付できますか。	配置予定業務責任者は開札日において、貴社と直接的かつ3か月以上の恒常的雇用関係を有するものである必要があり、確認できない場合は、無効な入札になります。
28	契約締結時に届け出た業務責任者は、契約締結後に変更できますか。	当該責任者の死亡、傷病、退職、出産、育児又は介護等、真にやむをえない場合を除き、変更することはできません。
29	配置予定業務責任者については、他の業務や工事に配置している技術者等と重複しても構いませんか。	配置予定業務責任者については、特に公告文で指定されている場合を除き専任性を求めているため、他の業務との重複を問いません。 なお、建設工事の配置予定業務責任者及び現場代理人については、建設業法及び明石市工事請負約款に違反することがないようにご注意ください。
業 務 費 内 訳 書		
30	入札書の金額と業務費内訳書のコピー金額とが異なると無効になりますか。	業務費内訳書は入札金額の根拠となりますので、金額が異なると無効になります。業務費内訳書に不備があった場合も、無効となることがありますのでご注意ください。 また、値引きにより入札金額と一致させている場合や端数処理等により入札金額を合致させている場合も、無効となりますのでご注意ください。
31	業務費内訳書の様式を独自に作成してもよろしいですか。	必ず入札情報サービスの「入札公告詳細」画面の「添付文書」欄からダウンロードしたものを使用してください。
業 務 実 績		
32	業務実績調書はどのようにして作成するのですか。	入札情報サービスの「入札公告詳細」画面の「添付文書」欄からダウンロードしたファイルの「業務実績調書」シートに、入札参加要件として求められている業務実績を満たす業務の詳細を記入してください。 また併せて、業務実績調書に記載した業務実績が確認できる契約書の写し、特記仕様書（発注機関が発行する業務実績調書でも可）等をPDF形式で添付してください。

入 札 書		
33	入札書はいつ送付することができますか。	資格通知により「資格有り」と判定されてから入札書提出期限までの間で送付することができます。必ず入札情報サービスに掲載される質問回答を確認してから送付してください。 なお、最終日の午後5時前はインターネット回線が込み合ってログインできない場合がありますので、余裕を持って入札書を送付するようにしてください。
34	当社のパソコンの時計ではまだ入札受付期間内であったのに、入札書を送付できませんでした。どうしてですか。	電子入札の時間の管理は全て電子入札システムサーバーが行っているため、入札書送付期間もそれによることとなります。 なお、入札書の送付にあたっては、余裕を持って行うようにしてください。
35	入札書を送付しました。添付書類に漏れがあったため送付を取り消したいのですがどうしたらよいですか。	入札書及び内訳書等の添付書類は、一旦送付すると取り消しや変更はできません。必ず送付前に誤り等がないか入念に確認してください。
辞 退 ・ 撤 回		
36	入札書等を送付後、内容に不備のあることが判明したので、辞退したいのですが可能ですか。	一度入札書等を送付すれば、落札者決定前であっても、撤回や入札の辞退はできません。また、落札者決定後の辞退は、指名停止等の措置の対象となります。
開 札		
37	入札参加の資格は無いのですが、開札を傍聴することはできますか。	開札を傍聴することはできます。担当職員の指示に従い、携帯電話等は電源を切るか、マナーモードとし、開札場所内での通話や私語は禁止します。
38	立会人になることはできますか。	電子方式案件については立会人を置きません。 なお、開札を傍聴することはできます（37 参照）。
39	開札結果はすぐに公開されますか。	開札後、開札速報を入札情報サービスにおいて速やかに掲載します。落札決定後の公表は翌日以降順次行います。
再 度 入 札		
40	再度入札はどのような場合に実施するのですか。	業務委託については再度入札は実施しません。

変 動 型 最 低 制 限 価 格 制 度		
41	明石市の業務委託における変動型最低制限価格制度とはどのような制度ですか。	変動型最低制限価格制度とは、最低制限価格を事前に定めるのではなく、入札金額から算出する制度です。 具体的には、1件の発注案件について有効な入札参加者が5者以上の場合に、下位（入札金額の低い）5者の入札金額の平均額を求め、平均額に85%を乗じて算出された失格値未満の入札については失格となります。このため、最低価格入札者であっても落札者とならない場合があります。
契 約 か ら の 暴 力 団 等 排 除		
42	契約締結までに暴力団排除に関する「誓約書」の提出が出来ない場合でも契約は締結できますか。	契約の締結はできません。 なお、契約締結までに暴力団排除に関する「誓約書」の提出が出来ない場合は指名停止措置（3か月）を行いますので十分に注意してください。
43	再委託契約を締結する場合に「暴力団等排除に関する特約」に準じた規定を契約書に定めるとありますが、準じた規定とはどのような意味でしょうか。	準じた規定とは明石市が規定する「暴力団等排除に関する特約」の内容を全て満たしている規定という意味です。 特約につきましては、ホームページに掲載している特約の様式を活用し、契約書に含ませて再委託契約を締結してください。
44	再委託契約による暴力団排除に関する「誓約書」はいつの時点に、どこに提出すればよいのでしょうか。	再委託契約の締結を行う際に再委託の受託者から徴収してください。 その後、再委託の受託者から徴収した暴力団排除に関する「誓約書」を業務の完了届の提出時までに業務主管課に提出してください。
そ の 他		
45	パソコンが故障してしまい、入札書を送付することができません。どうすればよいのでしょうか。	例外的に紙入札により参加できる場合がありますので、事前に財務室契約担当に連絡の上で紙入札参加承諾願を提出してください。
46	入札参加要件を全て満たす有効な最低価格入札者（落札候補者）が複数存在する場合はどうなりますか。	電子くじにより、落札者を決定します。

※本文書の内容及び関係法令等の不知を理由として入札に関する異議を申し立てることはできません。

令和7年4月1日現在